

平成 18 年度 第 1 回滑川市国民保護協議会会議概要

- 1 日 時 平成 18 年 6 月 30 日 (金) 午前 11 時 10 分 ~ 午後 0 時
- 2 場 所 滑川市民会館 3 階 大会議室
- 3 出席者 会長 (滑川市長) 及び委員 27 名 (うち、代理出席 10 名) 計 28 名
事務局 滑川市総務課、教育委員会、消防本部各担当職員

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 任命書交付及び委員紹介

(3) 会長あいさつ

先の防災会議・水防協議会に引き続き、各位には長時間ご協力いただきお礼申し上げます。

国においては、平成 15 年から平成 16 年にかけて、他国からの武力攻撃事態や大規模テロといった緊急対処事態といった有事に対応する基本方針などを定めたいわゆる“事態対処法”をはじめとした有事法制の整備が図られ、そのうち、有事における国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための法整備として、いわゆる“国民保護法”が平成 16 年 9 月 17 日に施行されたところである。

国民保護法は、有事における国・地方公共団体が行う“国民の保護のための措置”などについて定めているが、そのうち本市が実施する措置を迅速かつ的確に行うためのいわば行動計画である本市の“国民保護計画”を定めるにあたり、広く市民及び関係機関のご意見をいただくため、本協議会を設置し、委員各位にお集まりいただいたところである。

地方自治とは住民の暮らしと安全を守ることである。

この法律が想定するような事態は現実にあってはならないものであり、そのように努力する必要があることはいうまでもないが、国民保護や先の防災に限らず、万一の際の影響を最小限とするため、住民の暮らしや安全に影響を及ぼすような事態への対応を日頃から定めておくことは、住民の暮らしと安全を預かる自治体の責務であると考えます。

今後数回程度の審議をいただくこととなるが、各位にはよりよい計画となるようご協力を賜りたい。

(4) 議事

議題 1 滑川市国民保護協議会運営規程の制定について

事務局から滑川市国民保護協議会運営規程の案文について説明。委員からの意見等も特に無く、案文どおり運営規程を制定することとした。

議題2 滑川市国民の保護に関する計画の諮問について

市長からの諮問に基づき、本協議会で審議し、答申を行うことを決定

議題3 国民保護法制・国民保護計画について

事務局から国民保護法制及び国民保護計画の概要について説明を行い、質疑応答・意見交換等を行った。

<主な意見等>

- ・ 陸上自衛隊：自衛隊の本来の任務は、外部からの武力攻撃の排除であり、国民保護計画に基づく自衛隊の役割は、本来の任務に支障のない範囲で行うこととなることをご了承願いたい。

議題4 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールとして、来年3月の「滑川市国民保護計画」の策定を目指し、第2回目の会議を10月に開催し、滑川市国民保護計画の素案について審議するとともに、その後計画の素案についてパブリックコメントも実施し、計画をとりまとめていきたい旨を説明し、了承された。

以上